

新型コロナワクチンの 全額公費による接種終了のお知らせ



接種期限：3月31日(日)

接種を希望される方は、期間内に余裕を持って受けてください。

3月31日(日)までの新型コロナワクチン接種

全額公費負担(自己負担なし)

初回接種が
完了していますか？
(生後6カ月以上)

はい

最後の接種から3カ月経過後に、令和5年秋開始接種が受けられます。(※1)

いいえ

初回接種が受けられます。(※2)

(※1) 期間内(令和5年9月20日～令和6年3月31日)に1人1回受けられます。

(※2) 2回(生後6カ月～4歳の方の場合は3回)の接種を行います。接種間隔が必要となることから、3月31日(日)までに初回接種を完了できない場合、残りの接種は自費で受けていただくことになります。

お手持ちの接種券を利用できます。紛失した場合や他市町村から転入した方は、予約・相談センターにお問い合わせください。

問い合わせ・予約

新型コロナウイルスワクチン接種実施本部
予約・相談センター ☎411-9064、☎411-9065
受付時間 平日9:00～17:00

※番号を確認の上、間違いのないように注意してください。

※全額公費による接種終了に伴い、予約・相談センターは3月29日(金)に運営を終了します。

富山市新型コロナワクチン接種
特設サイト
<https://city.toyama-vaccination.jp/>



4月1日(月)からの新型コロナワクチン接種

圖保健所保健予防課 ☎428-1152

定期接種

令和6年度以降は、対象者を限定し、定期接種として実施する予定です。

対象者 ・65歳以上の方
・60歳～64歳で重症化リスクの高い方

実施時期 年1回、秋冬に実施予定

※実施時期や接種費用など詳細は、決まり次第お知らせします。

任意接種

定期接種以外で希望する方は、随時自費で接種することができます。

国民年金

のお知らせ

国民年金課 ☎443-2067
各行政サービスセンター
大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114
富山年金事務所 ☎441-3926

国民年金に必ず加入しましょう

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人に、加入と保険料の納付が義務付けられています。
国民年金の加入者(被保険者)は、右の3種類です。

- 第1号被保険者…自営業、学生 など
- 第2号被保険者…65歳未満の会社員や公務員 など
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

このようなときは届け出を

就職、退職、結婚などによって、加入する国民年金の種類が変わることがあります。次の場合は、14日以内の届け出が必要です。

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの(代理人の場合は別途書類が必要)	届け出先	
第1号へ加入・変更	会社を退職したとき(第2号被保険者である配偶者の扶養になったときを除く) 配偶者が退職したとき(第3号被保険者に限る) 収入の増加や離婚などにより、配偶者の扶養から外れたとき(第3号被保険者に限る)	・マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できる書類(基礎年金番号通知書など) ・退職日が確認できる書類(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など) ・マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できる書類 ・扶養から外れた日が確認できる書類(資格喪失証明書など)	保険年金課(市役所1階) 各行政サービスセンター
第2号へ加入・変更	就職して、厚生年金保険に加入するとき	勤務先へ問い合わせてください	勤務先
第3号へ加入・変更	結婚や収入の減少などにより、配偶者の扶養になったとき(配偶者が第2号被保険者の場合) 配偶者の扶養となっている方が20歳になったとき(配偶者が第2号被保険者の場合)	配偶者の勤務先へ問い合わせてください	配偶者の勤務先

※経済的な理由により納付困難な方、学生、出産予定の方は、免除・納付猶予の制度がありますので、問い合わせてください。

保険料の納付について

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。保険料が未納の状態が続くと、将来の「老齢基礎年金」や、未納期間中に事故が起きた場合などに「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。

国民年金保険料(月額)	
令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)	16,980円
令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)	17,510円

前納すると保険料を割引できます

一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)することで、お得な割引を適用できます。



詳細はこちら

◆納付には便利で安心な口座振替を

「口座振替」を利用すると、自分で納める手間が省け、納め忘れを防ぐこともできます。希望する場合は、金融機関または年金事務所まで手続きをしてください。

※その他、「クレジットカード納付」もあります。希望する場合は、年金事務所へ問い合わせてください。

【手続きに必要なもの】

- 基礎年金番号が確認できる書類
- 預(貯)金通帳またはキャッシュカード
- 預(貯)金通帳届出印

付加保険料の納付のご案内

付加保険料制度は、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、受給する年金額を増やせる制度です。

希望する場合は、保険年金課、各行政サービスセンターまたは年金事務所まで手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号が確認できる書類
- ※国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

おでかけ定期券で中心市街地へでかけませんか

まちづくり推進課 ☎443-2054

◆「おでかけ定期券」とは？

- ・65歳以上の方が市内各地から中心市街地へおでかけする際に、公共交通機関を1乗車100円で利用できるお得な定期券(ICカード)です。



「おでかけ定期券」を提示すると…

- ・中心市街地にある協賛店(約70店)で粗品の進呈や商品の割引
- ・市の体育施設や文化施設(約30施設)を半額(一部無料)で利用可能

利用できる公共交通機関

- 地鉄路線バス* ● 地鉄電車* ● 市内電車(富山軌道線・富山港線・環状線)
- フィーダーバス ● まいどはやバス

★…地鉄路線バスと地鉄電車は、割引対象となる停留所・駅に限られます。
詳細は、問い合わせるか、市ホームページ(☎1006518)をご覧ください。



割引時間帯と運賃

9:00～17:00(降車時間) / 100円

※割引時間帯以外に降車した場合は、ICカード運賃(通常運賃の10%引き)です。

定期券への入金について

おでかけ定期券を利用する公共交通機関の車内や、富山地方鉄道の自動チャージ機で入金できます。

市役所でも入金できます

場所 市役所 1階 市民相談室前
時間 閉庁日を除く 9:00～19:00

令和6年度 おでかけ定期券の申し込みについて

すでにおでかけ定期券をお持ちの方が4月以降も利用する場合は、**更新手続きが必要**です。

対象

市内にお住まいの満65歳以上の方
※昭和35年4月1日以前に生まれた方が対象です。

申込期間

3月25日(月)から随時
※3～4月上旬は、窓口が大変混雑します。

申込に必要なもの

- ①健康保険証や運転免許証、マイナンバーカードなど、氏名、住所、生年月日がわかるもの
- ②利用者負担金1,000円(運賃とは別です)

【更新手続きの方】

- ①、②に加えて、現在お持ちのおでかけ定期券を持参してください。
- ※窓口で申込書を記入していただきます。申込書は市ホームページ(☎1006518)からもダウンロードできます。

申込受付の臨時窓口を開設します

期間 3月25日(月)～29日(金) 8:30～17:15
場所 市役所 1階 市民ホール

申込受付窓口	受付時間
・各地区センター(大長谷を除く) ・各中核型地区センター ・各行政サービスセンター ・まちづくり推進課(市役所8階)	8:30～17:15 ※(土)(日)祝は受け付けていません。
・とやま市民交流館(CiC3階:新富町一丁目) ☎444-0640	10:00～19:30 【休館日】毎月第3(火)

【注意事項】

破損、紛失した場合▶上記の申込受付窓口で再発行できます。破損、紛失したおでかけ定期券内の残額は、再発行を受けた後、富山地方鉄道の窓口で払い戻しを受けてください(手数料210円が必要)。
※再発行したおでかけ定期券に残額を引き継ぐことはできません。

有効期限が過ぎた定期券▶更新手続きをしなければ利用できません。更新をしない場合は、上記の申込受付窓口で廃止の届け出をした後、富山地方鉄道の窓口で、残額の払い戻しを受けてください(手数料210円が必要)。



利用してみませんか

高齢者ふれあい入浴券



お住まいの地域の公衆浴場などで利用できる助成券を発行します。

利用開始日 4月1日(月)

対象者

市内に住所がある在宅の満70歳以上の方
※年度途中で70歳になる方には、誕生日から交付します。

対象施設

住民登録がある地域の公衆浴場など
※お住まいの地域によって、対象施設が異なります。

申込方法

3月25日(月)から、**利用者の本人確認書類**(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参して、直接、次の窓口へ。

▶富山地域の方

…お住まいの地区の地区センターまたは長寿福祉課(市役所3階)へ。

▶大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入地域の方

…お住まいの地域の地区センター、行政サービスセンター、中核型地区センターへ。

問い合わせ

- ・長寿福祉課 ☎443-2061
- ・各行政サービスセンター
大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214 八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114
- ・各中核型地区センター 山田 ☎457-2111 細入 ☎485-2111

ひとり親家庭を支援します



☎443-2055

☎各行政サービスセンター

大沢野☎467-5830 大山☎483-2594

八尾☎455-2461 婦中☎465-2125

■資格取得支援

●高等職業訓練促進給付金

対象 ひとり親家庭の父または母で、看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、美容師、調理師などの資格取得のために一定期間以上養成機関に通う方

【1】高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業する期間(上限4年)

支給額 月額100,000円(住民税非課税世帯)

月額70,500円(住民税課税世帯)

※最終学年時は、月額40,000円加算。

【2】修了支援給付金(カリキュラム修了後)

支給額 50,000円(住民税非課税世帯)

25,000円(住民税課税世帯)

●自立支援教育訓練給付金

対象 ひとり親家庭の父または母で、就職に必要な資格を取るための講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座)を受講する方

支給額 受講費用の6割に相当する額(上限200,000円)

※職業に必要な実践的かつ専門的なものとして指定される講座を受講した場合は上限1,600,000円(400,000円×修学年数)。

※雇用保険の教育訓練給付資格がある方は、雇用保険給付との差額分を支給します。

■ひとり親応援・子育て支援金

対象 市内在住で、次の要件を全て満たす方

・中学3年生までの児童を監護しているひとり親(児童手当の受給者)

・申請時、令和4年度までの富山市での住民税を完納し、令和4年度の住民税年額が20,000円以上150,000円未満の方

支給額 1万円、2万円、3万円(年1回、住民税額に応じる)

申込期限 3月31日(日)まで ※必要書類など詳細は、問い合わせてください。

各制度の利用を希望する場合は、事前に子ども福祉課へ問い合わせてください。